

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.114

No.114 2018.3.7

■ 裁量労働制に続き高度プロも見送りを！

政府は裁量労働制の対象業務拡大の見送りが決定しましたが、さらに危険な高度プロフェッショナル制度は導入が強行されようとしています。

日本労働弁護団が3月5日の厚生労働省前において実施した緊急行動でも、高度プロフェッショナル制度へ多方面から警告がなされました。

高度プロフェッショナル制度の問題は、あらゆる労働時間規制を全て適用除外する、危険な労働法破壊です。

■ 高年収者だけが対象？

高度プロフェッショナル制度については、対象がある程度高年収の方に限られていると報じられ、多くの方が他人事だと誤解しています。「基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る」水準（参考数値として1075万）という数字が一人歩きして、いるのでしょう。

ですが、「3倍」→「2倍」と引き下げられたらどうなるのでしょうか。例外的な働き方であった派遣法についても、最初に対象者を限定していたのに徐々に対象を広げていく手法がとられ、対象業務が拡大させられました。

■ 塩崎前厚労大臣の発言

2015年4月20日、日本経済研究センターの「会員会社・社長朝食会」で当時の塩崎厚生労働大臣はこの高度プロ制度についてこのように本音を吐露しています。

「高度プロフェッショナル制度はまあ、1千万円以上もらっている人って、実は働いている人の4%くらいしかいないんですね…まあ、我々としては小さく産んで大きく育てるという発想を変えて、まあ、時間法制ではかからない、労働時間法制はかからないけど、健康時間ということで別の論理で健康はちゃんと守って、だけどむしろクリエイティビティを重んじる働き方をやってもらうということで、まあ、とりあえず入っていくので、経団連が早速1075万円を下げるんだといったもんだから、まああれでまた質問がむちゃくちゃきましたよ。

ですから皆さん、それはちょっとぐっと我慢して頂いてですね、まあとりあえず通すことだと言って、合意をしてくれると大変ありがたいと思っています。」

(ブラック企業被害対策弁護団HPより)

こんな政府の本音がみえる高度プロフェッショナル制度、皆さんにとっても他人事ではないのです。

むしろ、今求められるのは長時間労働是正のための抜本的な規制強化です！



【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790